

一般事業主行動計画の公表について

2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整理を行うための法律です。

この法律に基づき、社員が仕事と家庭の調和をはかり、その能力を十分発揮できるようにするために、次のとおり「一般事業主行動計画」を公表し、当社の勤務環境全般にわたる改善、向上に積極的に取り組む事としました。

当社の行動計画

会社の実情に合った行動計画を策定し、今後も取り組みを行っていきます。

計画期間

平成22年4月1日～平成27年3月31日

1.目標

年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

対策

年次有給休暇の取得現状の把握により、取得率の向上には計画的な取得の定着、支援が必要と判断し、年次有給休暇の取得計画を図る。

2.目標

育児に関する規則および諸制度の周知の実施。

対策

社内報に掲載するなど、社員全員の規則および諸制度の周知を図る。